新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本医療機能評価機構）

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者は、自身が感染する、感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖の中、患者の治療に従事しています。

医療従事者支援制度は、医療現場の最前線で働く医療従事者が安心して働けるように医療提供体制をしっかりと維持していくために創設された制度です。

【補償対象】

保険医療機関の**政府労災保険に加入している医療従事者等**

（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、歯科助手、事務職でパートも含む）

【補償内容】

・新型コロナウイルス感染症の罹患により**4日以上休業　20万円を支給**

・新型コロナウイルス感染症の罹患により**死亡**　　 　**500万円を支給**

※新型コロナウイルスに感染した場合、感染経路不明の場合は原則として労災保険給付の対象になります。（業務外で感染したことがあきらかな場合を除く）

【年間保険料】

**・歯科医師** (※１) **500円＋労災保険料**（最低3835円/年※２）

**・勤務医・歯科衛生士・歯科技工士　500円**

**・歯科助手・事務職等　　　 1000円**

【加入申込み】

「日本医療機能評価機構・新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度特設サイト」から**ＷＥＢのみの申し込み**になります。

(※１)開設・管理者、医療法人の代表者・役員も政府労災保険の特別加入者となることにより補償対象となります。

(※２)労災保険の特別加入の手続き・保険料は、**最寄りの商工会議所にご相談**ください。別途、商工会年会費等が必要になります。

**詳細は日本医療機能評価機構の以下のURLへ**

[**https://jcqhc.or.jp/w-comp/**](https://jcqhc.or.jp/w-comp/)